

別表（第2条関係）

違反項目	水道法	違反内容	処分内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し
		水道法施行規則第20条で定める機械器具を有しなくなったとき。	
		水道法施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者	
		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
		水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
		指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
		次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者	取消し 又は 停止
		① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	
		（ア）無断で水道施設（仕切弁等）を操作したとき。	
		（イ）貸与メーターを取り付けずに水道を使用したとき。	
		（ウ）貸与したメーターを承認した場所以外へ設置し水道を使用したとき。	
		② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	
		③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	
		④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	
⑤ その他の違反行為	取消し		
（ア）給水装置工事申込書を提出せず、又は承認を受けずに、給水装置工事を施行したとき。			
（イ）竣工したにもかかわらず、工事検査を受けなかったとき。			
（ウ）工事検査の改善指示に従わないとき。			
		（エ）その他、管理者が不正又は不誠実な行為であると判断したとき。	
		法人であって、その役員のうちに水道法第25条の3第イからホまでに該当する者がいることが判明したとき。	取消し
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき又は休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	取消し 又は 停止
		配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	
		管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
		研修の機会の確保をしなかったとき。	
		水道法施行令第5条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	
		給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	取消し
	第25条の11 第1項第6号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	
	第25条の11 第1項第7号	施行した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	
不正申請	第25条の11 第1項第8号	不正の手段により指定を受けたとき。	取消し

*処分内容については、各違反事実に係る最高処分を示している。